

議員提出議案第 7 号

石垣市議会委員会条例の一部を改正する条例

石垣市議会委員会条例（平成 3 年石垣市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 1 条の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用する。